

# 高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 (バリアフリー改修住宅)

令和 年 月 日

鞍手町長 殿

住 所 .....

納税義務者 氏名・名称 .....

個人番号又は法人番号 .....

電話番号 .....

下記の家屋については、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に該当するため、鞍手町税条例附則第10条の3第7項の規定により申告いたします。

対象家屋	所 在	鞍手町		
	家屋番号	建築年月日	年 月 日 平成19年1月1日以前に完成した住宅が対象	
	種類・構造	床面積	m <sup>2</sup>	
居住する高齢者等		氏 名		
		①65歳以上のもの ②要介護認定又は要支援認定を受けているもの ③障害者		
工事内容	工事費用	補助金を含む額 円	工事完了日	令和 年 月 日
	補助金額	円	備考	

注1. この申告書は、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に同条第6項に基づき、町長に提出するものです。

注2. 「所在」「家屋番号」「種類・構造」「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

注3. 「工事費用」欄には改修工事に要した費用の額（補助金及び居宅介護住宅改修費等を含む）を記載してください。

注4. この申告書は、改修工事が完了した日から3ヶ月以内に提出してください。やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

注5. 一定のバリアフリー改修工事が次のいずれかに該当すること

1. 通路等の拡幅
2. 階段の勾配の緩和
3. 浴室の改良
4. 便所の改良
5. 手すりの取付け
6. 段差の解消
7. 出入口の戸の改良
8. 滑りにくい床材料への取替え

注6. 改修工事表用が50万円超であること（補助金額を除く）

注7. 減額される範囲

延床面積が100㎡以下の場合・・・居住部分に対する固定資産税額の3分の1を減額。

延床面積が100㎡を超える場合・・・100㎡に相当する居住部分に対する固定資産税額の3分の1を減額。

## 【添付書類】

- ・ 納税義務者の住民票の写し。
- ・ 改修工事が行われたこと及び工事費用が確認できる書類。（工事明細書、領収書等）
- ・ 改修工事個所の写真
- ・ 改修工事が行われた住宅に、対象となる者が居住していることが確認できる書類。（住民票の写

し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し)

- ・ 改修工事を行った際に補助金等の給付を受けた場合は、そのことが確認できる書類。